

特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議(第 71 回)

日時：令和 8 年 4 月 22 日（水）14:00～17:00

場所：名古屋能楽堂 会議室

会 議 次 第

1 開会

2 あいさつ

3 報告

- (1) 令和 7 年度全体会議及び部会での検討内容について <資料 1>
- (2) 天守台及び周辺石垣の保存対策について（天守台西側内堀御深井丸側石垣及び鵜の首（小天守西）水堀側石垣の保存対策） <資料 2>
- (3) 特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議の運営について <資料 3>

4 議事

- (1) 令和 8 年度事業予定について <資料 4>
- (2) 名勝名古屋城二之丸庭園の発掘調査について <資料 5>
- (3) 整備事業における石材等の保管場所について <資料 6>
- (4) 重要文化財名古屋城東南隅櫓及び西北隅櫓の耐震対策について <資料 7>

5 その他

6 閉会

特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議（第71回） 出席者名簿

■ 構成員

(敬称略)

氏名	所属	備考
瀬口 哲夫	名古屋市立大学名誉教授	座長
小濱 芳朗	名古屋市立大学名誉教授	
麓 和善	名古屋工業大学名誉教授	
三浦 正幸	広島大学名誉教授	
藤井 譲治	京都大学名誉教授	

■ オブザーバー

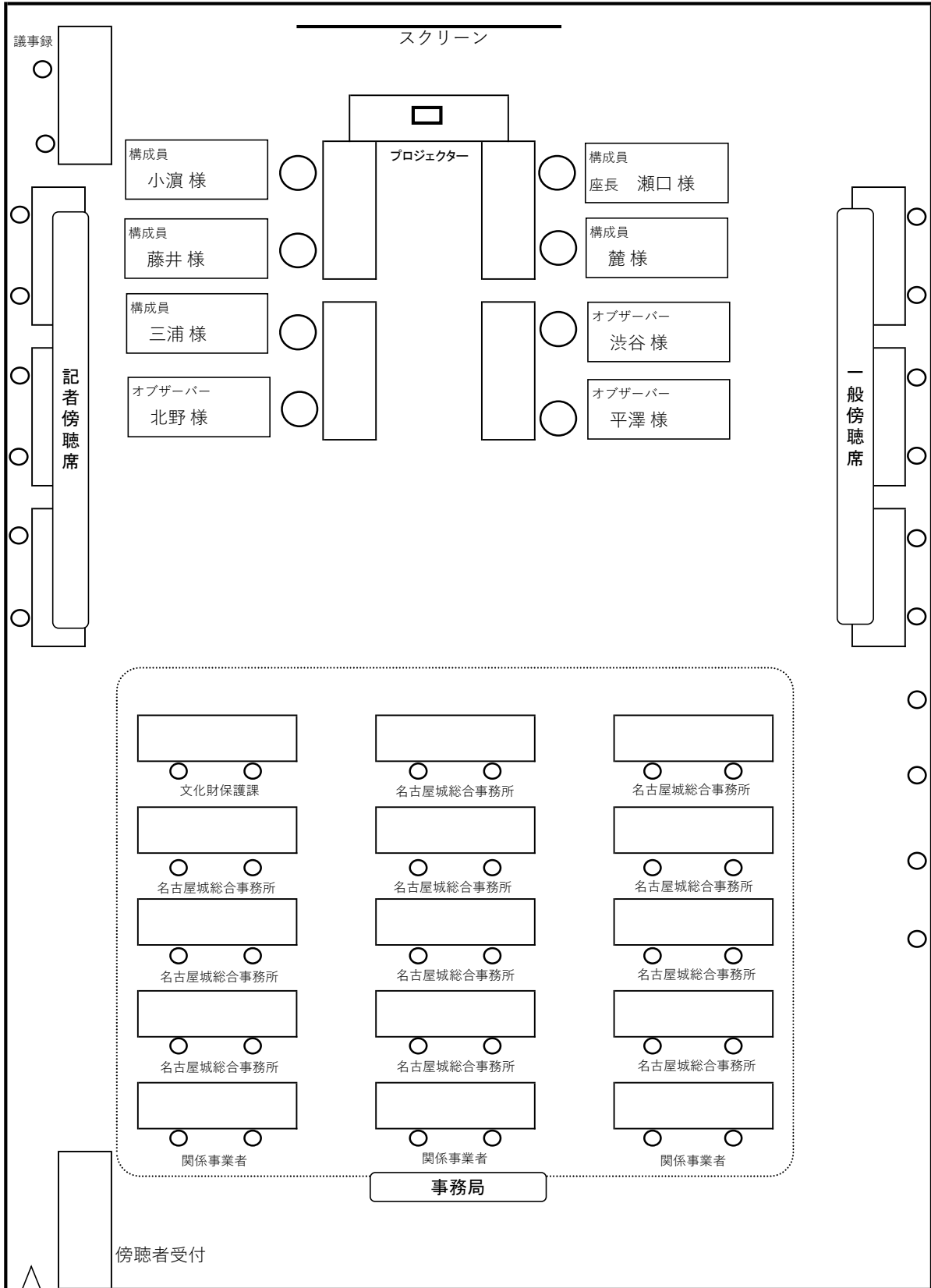
(敬称略)

氏名	所属
渋谷 啓一	文化庁文化財第二課 主任文化財調査官
平澤 毅	文化庁文化財第二課 主任文化財調査官
北野 孝拓	愛知県県民文化局文化部文化芸術課文化財室 主査

第71回特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議

座席表

名古屋能楽堂 会議室



令和7年度（2025年度）全体会議及び部会での検討内容について

1 全体会議の開催結果

開催日	議事	主な検討内容	部会での検討状況			
			建造物	石垣埋文	庭園	天守閣
第65回 令和7年4月24日	①二之丸庭園の修復整備について ②令和7年度の事業予定について	①余芳周辺の石橋、燈籠、植栽等の整備			①4/10	
第66回 令和7年6月4日	①本丸搦手馬出周辺石垣の修復について	①本丸搦手馬出西部の発掘調査		①5/23		
第67回 令和7年8月6日	①植栽管理計画の実施について	①御深井丸西部地区の特別管理の実施計画案				
第68回 令和7年10月22日	①名古屋城埋蔵文化財収蔵展示施設の設置 ②園内サイン改修について	①設置の方針、配置、設計 ②基本的な考え方（構造、作成方針、配置計画等）				
第69回 令和7年12月3日	①二之丸庭園の修復整備について	①植栽の現況整理、管理の課題と方針、除伐内容			①7/7 11/12	
第70回 令和8年2月4日	①重要文化財建造物等保存活用計画の策定について ②天守台及び周辺石垣の保存対策について（天守台西側内堀御深井丸側石垣及び鶴の首（小天守西）水堀側石垣の保存対策）	①計画の位置づけ、期間、対象、構成、基本方針 ②石垣 U66、S10 の保存対策	①6/2 10/17 12/19	②7/28 11/1 12/16		

※下線のない事項：令和8年度以降も引き続き検討を進める事項

2 各部会の開催結果

部会名	開催日	議事
建造物部会	第 37 回 令和 7 年 6 月 2 日	①重要文化財建造物等保存活用計画について（防災計画など）
	第 38 回 令和 7 年 10 月 17 日	①重要文化財建造物等保存活用計画について（防災計画の修正・活用計画など） ②名勝名古屋城二之丸庭園余芳移築再建事業について
	第 39 回 令和 7 年 12 月 19 日	①重要文化財建造物等保存活用計画について（東南隅櫓及び西北隅櫓の耐震診断） ②重要文化財建造物等保存活用計画について（防災計画・活用計画の修正） ③表二の門雁木復元検討について
	第 40 回 令和 8 年 2 月 16 日	①表二の門雁木復元検討について ②名勝名古屋城二之丸庭園余芳移築再建事業について
石垣・埋蔵文化財部会	第66回 令和7年5月23日	①本丸搦手馬出周辺石垣の修復について ②特別史跡名古屋城跡内石垣保存方針策定について ③重要文化財建造物等保存活用計画について（東南隅櫓及び西北隅櫓直下石垣の耐震基礎診断）
	第67回 令和7年7月28日	①特別史跡名古屋城跡内石垣保存方針策定について ②天守台及び周辺石垣の保存対策について
	第68回 令和7年11月1日	①二之丸庭園について ②本丸搦手馬出周辺石垣の修復について ③天守台及び周辺石垣の保存対策について ④特別史跡名古屋城跡内の石垣保存方針策定について
	第69回 令和7年12月16日	①特別史跡名古屋城跡内の石垣保存方針策定について ②天守台及び周辺石垣の保存対策について（天守台西側内堀御深丸側石垣及び鶯の首(小天守西)水堀側石垣の保存対策） ③重要文化財建造物等保存活用計画について（東南隅櫓及び西北隅櫓直下石垣の耐震基礎診断） ④表二の門雁木復元検討について
	第70回 令和8年3月30日	①本丸搦手馬出周辺石垣の修復について ②表二の門雁木復元検討について ③天守台及び周辺石垣の保存対策について
庭園部会	第 40 回 令和 7 年 4 月 10 日	①二之丸庭園の修復整備について
	第 41 回 令和 7 年 7 月 7 日	①二之丸庭園の修復整備について
	第 42 回 令和 7 年 11 月 12 日	①二之丸庭園の修復整備について
	第 43 回 令和 8 年 2 月 20 日	①二之丸庭園の排水計画について ②二之丸庭園の六角型燈籠について
天守閣部会	（開催無し）	（開催無し）

(1) 石垣 U66、S10 の石垣表面の補修による保存対策の手法

具体的な手法として、以下に示すとおり「ア 間詰石の締め直し、補充等」と「イ 破損石材の修理」を行う。

ア 間詰石の締め直し、補充等

石垣全面において間詰石の緩みのある箇所^①の締め直し、抜け落ちた部分の補充を行う。また、築石の間に空隙がある箇所^②に栗石等を補充する。

(ア) 対策

間詰石の締め直し、補充	築石の間の空隙への栗石等の補充
<ul style="list-style-type: none"> 全ての間詰石を確認し、緩みのある箇所について締め直しを行う 間詰石が欠落している部分に間詰石を補充する 	<ul style="list-style-type: none"> 築石の間に空隙がある箇所について栗石を補充する 石垣表面の築石間の隙間が小さく、大きな栗石を挿入できない箇所等、必要に応じて、袋に詰めた小石等（詳細は後述）を充填する

(イ) 袋に詰めた小石等による対策

a 目的、効果

これまで実施してきたレーダー探査からは、築石の背面に大きな空洞等は生じていないと判断される結果であったが、築石の間に空隙を目視できる箇所がある。石垣表面の築石の間の隙間が小さく、一定程度の大きさの栗石の補充^③ができない箇所等について、袋に詰めた小石等を充填する。空隙を減らすことで、築石のずれや栗石の動きを抑制する効果を図る。袋に詰めた小石等による対策は、現在工事に着手している石垣 U65 で施工した箇所について有効性を確認し、石垣 U66、S10 で使用することとする。

b 使用材料、施工方法

使用材料として、袋（繊維製）に小石及びモルタルを充填したものをを用いる。

施工方法としては、上記材料のモルタルが流動性を保った状態において、石垣表面の築石間の狭い隙間から押し込み、空隙を充填する。

イ 破損石材の修理

石材の割れ等に対しては、主にセメント系の補修材の注入等により、固定する。必要に応じてピンなども用いて固定する。その他、欠落した表面に新補石材を補充する手法を用いる。

(ア) 対策

剥離等に対する補修	分離部、欠落部の回復
<ul style="list-style-type: none"> 石材の割れのうち、剥離、亀裂部に主にセメント系の補修材を充填する 	<ul style="list-style-type: none"> 石材の割れのうち石材が分離している箇所について、主にセメント系の補修材を使用し、状態によりピン固定を併用する 石材の表面が欠落している箇所については石材を補充する

(イ) 使用材料

石材の割れ等に使用するセメント系の補修材は、無収縮モルタルや、超微粒子系の補修材などを使用する。ただし、早期に強度を確保する必要がある場合や、セメント系注入材がとどまらないため粘性がある補修材で石材を結合させる必要がある場合など、現地の状況に応じ、補足的に使用する材料として、樹脂系などの補修材を選定する。

ピン固定については、ステンレス棒等（SUS304 丸鋼、径 6～9 mm程度を想定）を使用。なお、分離した石材の厚みや破損状況等により、ピン固定の使用の有無も含め、ピンの径や取付角度などについて個別に判断する。

(2) 石垣 U66、S10 の今後の予定

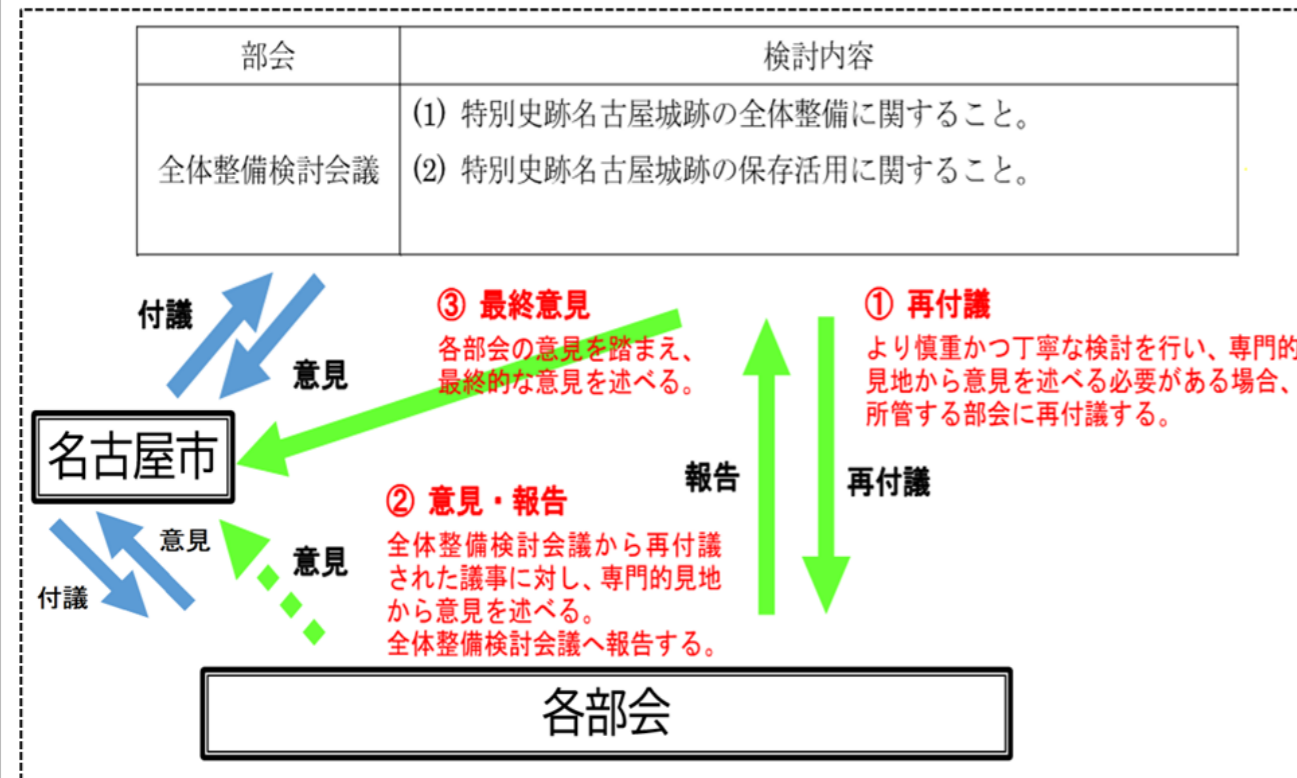
今後は、石垣表面の補修による保存対策については現状変更許可取得を進め、令和8年度より工事着手を行う予定である。鶉の首（小天守西）周辺部については、石垣表面の補修工事後に地震対策を行えるように、引き続き検討を進める。

特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議の運営について

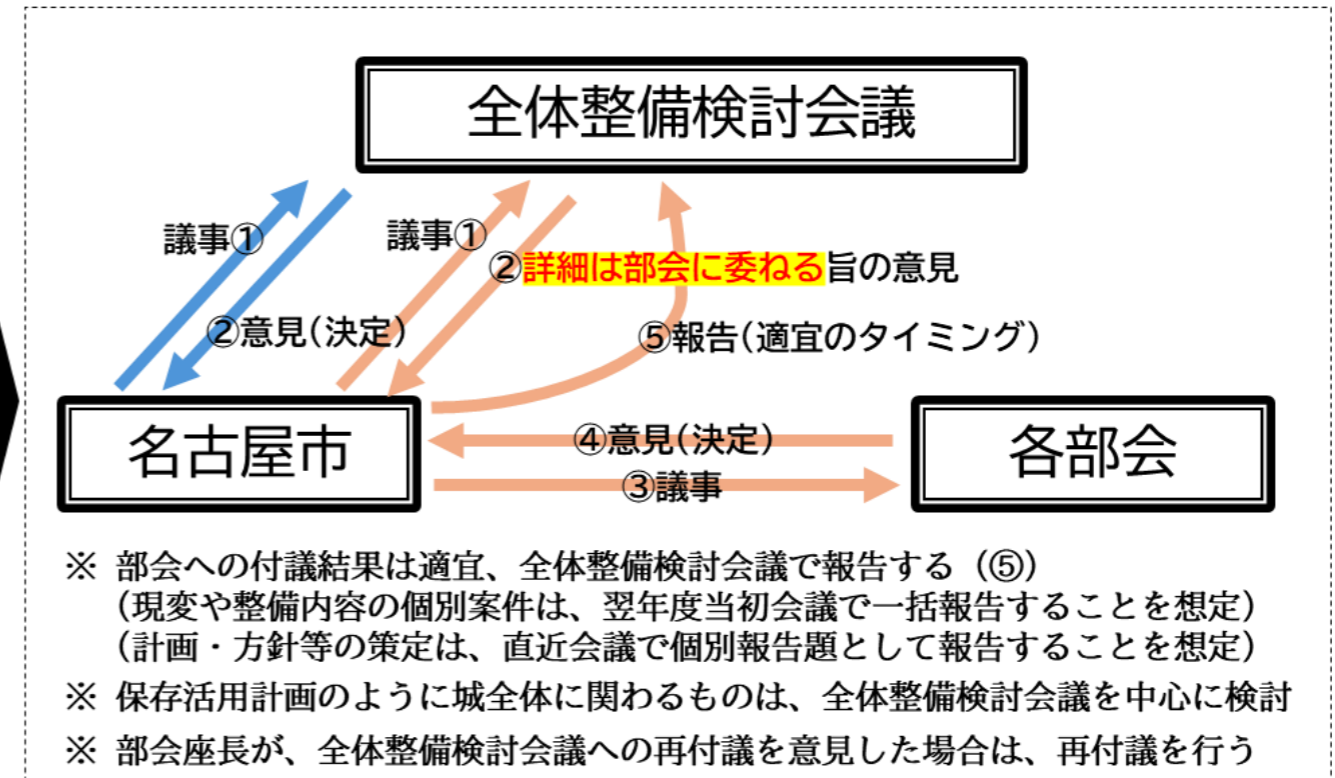
【概要】意思決定の迅速化、円滑な事業実施のため、効果的かつ効率的な運営方法に見直す。

➔ 名古屋城全体に関わるものを除き「全体 → 部会 → **全体=意思決定(提出)**」を、原則「全体 → **部会=意思決定(提出)** → 全体(報告)」に変更する。

(現在の仕組み)



(変更案)



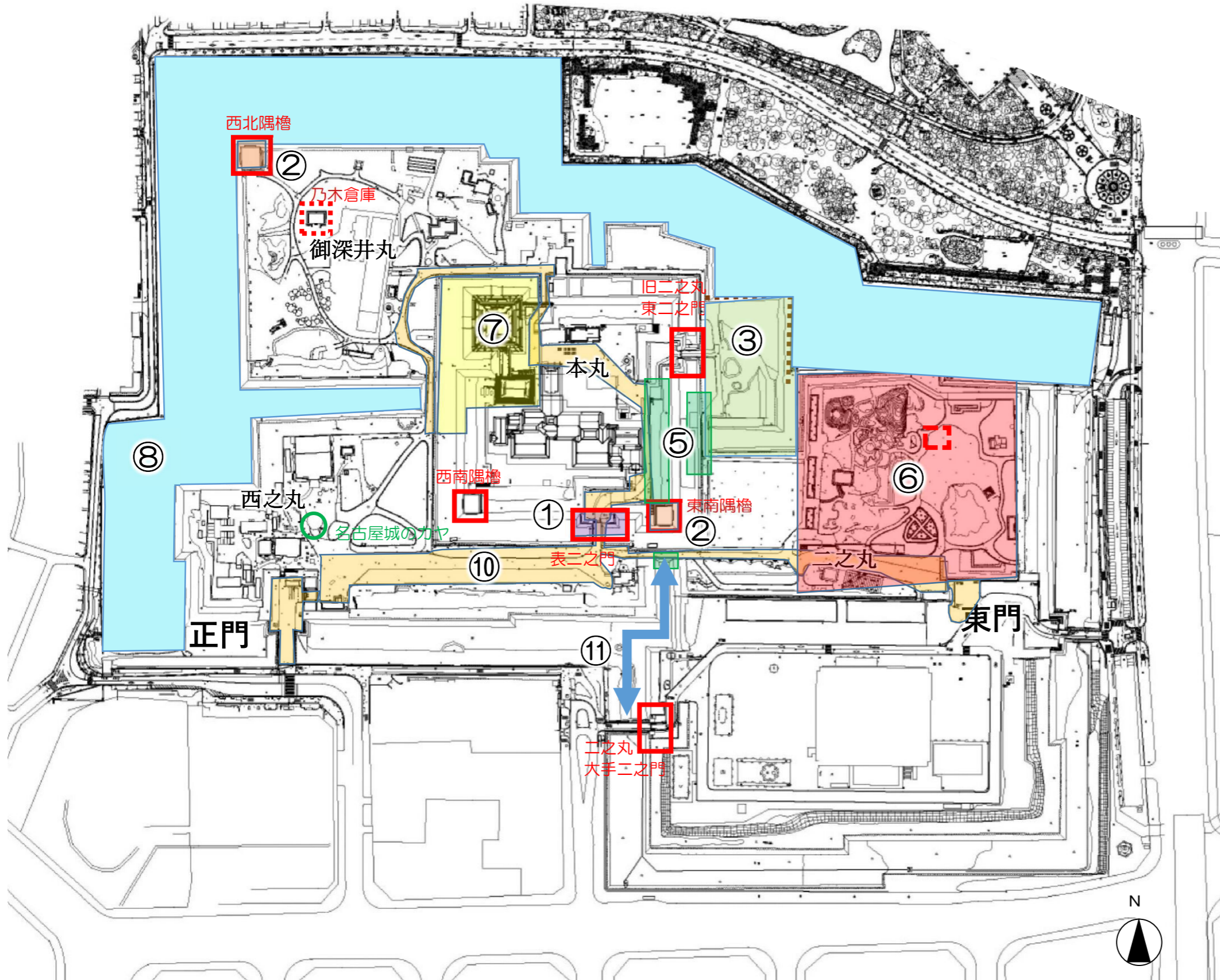
【全体会議へ付議する趣旨】

- ★ “全体整備検討会議”としての**意思決定**に重き
 - ・ 議論すべき内容の説明 および 整備案の提示
 - ・ **最終的な会議体としての意思決定**
 - ・ **必要に応じて整備案を修正**
 - 修正意見の内容に応じて、**再付議**が必要になる場合がある
 - = 再度、部会と全体会議へ付議することになり“時間がかかる要因”

【全体会議へ付議する趣旨】

- ★ “全体整備検討会議”としての**大きな方針の決定、司令塔としての役割**に重き
 - ・ 文化庁の文化審議会(文化財分科会)の仕組みを参考
 - ・ 議論すべき内容の説明 および 整備原案(概要案)の提示
 - ・ **<全体整備検討会議のみ付議案件> 最終的な会議体としての意思決定**
 - ・ **<各部会への付議案件> 必要に応じて修正意見等を添え部会へ付議、意思決定**
 - 全体会議で修正意見等があったとしても**再付議は不要**

令和8年度予定事業 位置図



予定事業

- ① 表二の門等の保存修理
- ② 東南隅櫓及び西北隅櫓の耐震対策
- ③ 本丸搦手馬出周辺石垣の修復
- ④ 特別史跡名古屋城跡の石垣保存方針策定 (場内全域)
- ⑤ 石垣の修復
- ⑥ 二之丸庭園の保存整備
- ⑦ 天守閣整備事業
- ⑧ 水堀の活用 (舟運)
- ⑨ 植栽管理計画の推進 (城内全域)
- ⑩ 園路改修計画の策定
- ⑪ 外堀排水路改修工事

重要文化財
 市指定有形文化
 登録有形文化財
 天然記念物

名勝名古屋城二之丸庭園の発掘調査について

1. 調査区設定の主な目的

名勝名古屋城二之丸庭園の修復整備のなかで、風信を移築再建を計画しており、風信と風信が位置していた築山の位置を把握するために発掘調査を実施する。

なお、後述するように風信が位置していた築山は北側の一部を除き近代に削平され消滅していると考えられる。すなわち風信の存在を示す礎石等の遺構も消滅していると考えられるため、発掘調査では築山山裾の検出を行い、築山の範囲を明らかにすることを目的とする。

2. 過去の調査成果

平成30年度（第6次）・令和元年度（第7次）調査では、風信の痕跡を探すため、残存している築山を中心に調査区を設定し発掘調査を行った。

発掘調査の結果、築山の北側は近世の盛土と考えられる土の堆積や景石の存在から比較的近代の姿を保っており、南側は近現代の掘り込みが多数確認できたことから近現代の改変を受けていると推測した。風信の位置や存在を示す遺構は確認できなかった。

また、平成29年度（第5次）の発掘調査では、二之丸御殿桜之間推定位置で近世遺構面と考えられる土と礎石と考えられる石材（時期・並び不明）を確認した（図1）。

3. 調査区設定のための徳川慶勝撮影写真の検討

従来、風信が位置していた築山は図1に示した通りであり、そこを中心に調査区を設定していた。しかし発掘調査の結果、風信の痕跡が確認できなかったことから風信は土台となる築山ごと消滅している可能性が想定された。

風信が写る徳川慶勝撮影写真の再検証を行い、写真と「御城二之丸図」を参考に「御城二之丸図」に描かれた二之丸御殿梅之間、桜之間の位置を現況図に落とし込んだ（図1）。検討の結果、写真1～3からは「御城二之丸図」に描かれていない建物（建物A）が存在が確認された。建物Aは、梅之間の東延長上に存在し、風信に近接して建てられていることがわかる。これらを元に改めて風信の位置を推測すると従来の推定位置よりやや南側に立地していた可能性が高いことが判明した。ただし、推定位置の現況は築山が削られた平坦面になっているため、築山上に存在した風信の礎石などの遺構の残存は期待できない。

4. 調査区設定

(1) 調査区1

面積：105㎡

目的：築山の南端の検出を目的とする。

山裾の検出のほか、上部を失った築山の検出は難しいため、御殿空間の北限（桜之間、建物A、境界塀など）の遺構検出も合わせて行い、空間的に築山南端を確認する。

(2) 調査区2

面積：100㎡

目的：築山の東西方向の広がりや築山東側における南端を確認するために調査区を設定する。なお、調査区1の成果によっては調査区形状や位置を変更する。

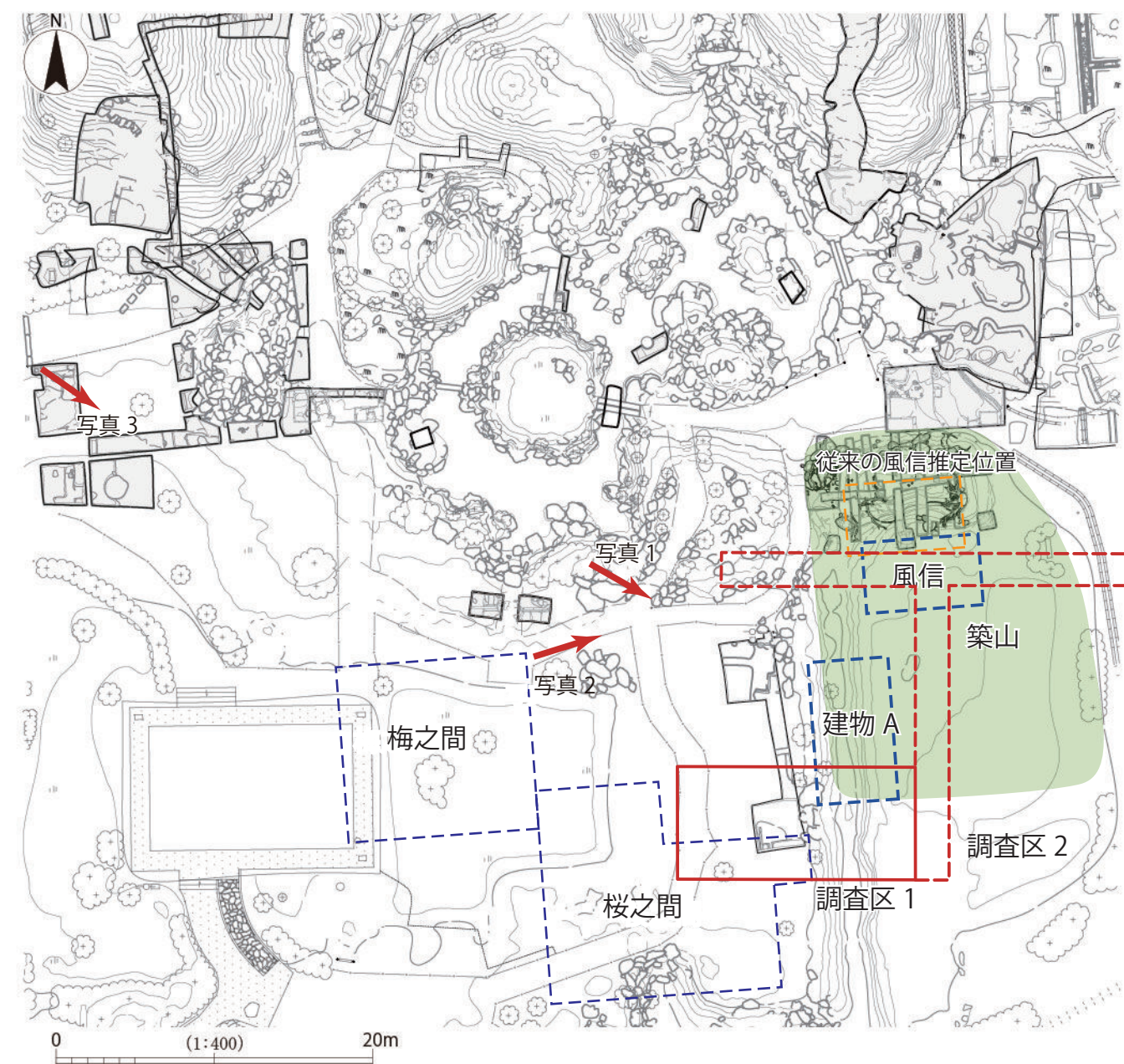
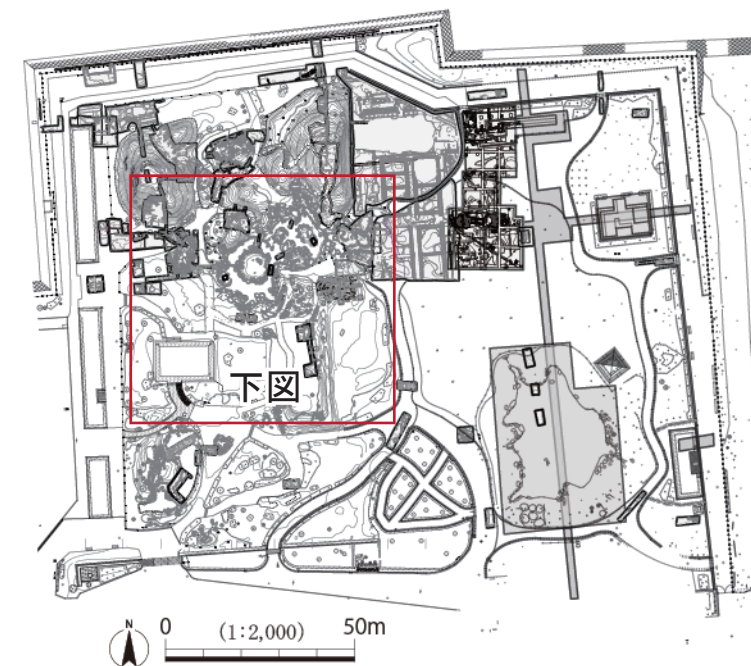


図1 風信推定位置図及び調査区位置図

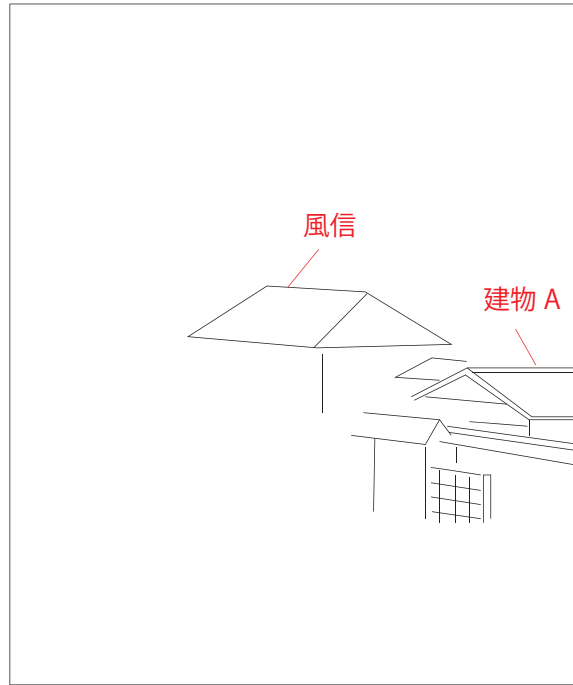


写真1 風信、建物 A(北西から)

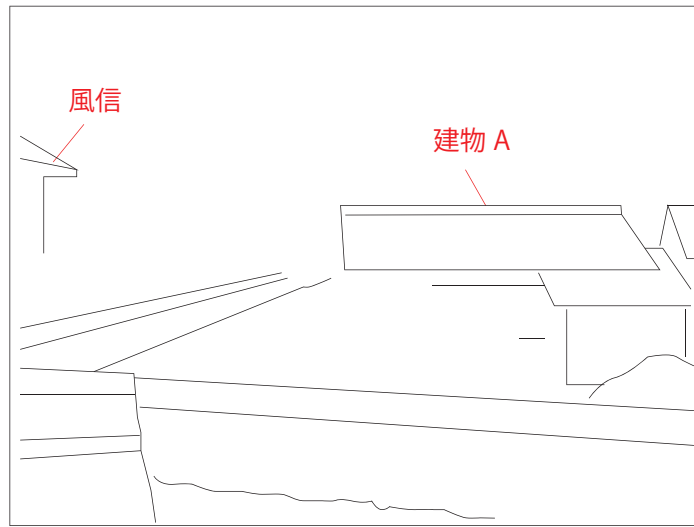


写真2 風信、建物 A(西から)



写真3 風信、建物 A、梅之間

(写真1～3の徳川義勝撮影写真は、徳川林政史研究所 所蔵)



図2 御城二之丸図(名古屋城総合事務所所蔵)に加筆
(江戸時代後期 天保13年(1842)以降)

整備事業における石材等の保管場所について
(石垣の修復、名勝庭園の整備、建造物の保存修理 等)

1 現状・経緯

- ・特別史跡名古屋城跡保存活用計画に基づき、現在、本丸搦手馬出周辺石垣の修復、名勝二之丸庭園の整備、重要文化財表二之門の保存修理等に取り組んでおり、今後も新たな事業にも着手していくところである。
- ・現在継続中である石垣の積み直し工事では、石材を可能な限り修復、再利用に努め、工事を進めたが、積み直し完了時には多くの石材が残存する見込みである。
- ・二之丸庭園の整備では、多くの石材（景石、飛石、灯籠、手水鉢 等）を必要とし、多くの寄付を受けて、一時保管し、工事の際にはその中から選定して使用している。
- ・今後も様々な整備事業に伴い石材等が発生することが予想される。

2 保管方針案

(1) 保管対象

- ・石垣の修復事業に伴い発生した石材等
- ・庭園整備に使用するために収集した石材等
- ・その他、名古屋城の保存・活用・整備事業に伴い一時保管が必要となるもの

(2) 保管方法

- ・重ねずに一石ずつ配置し、石材間には管理に必要な離隔を設け、養生シート等で覆うなどして適切に管理する。
- ・多くの石材を極力まとめて保管し、保管箇所の集約に努める。

(3) 保管場所

- ・石材の状態確認を行うため、名古屋城総合事務所の日常管理が及ぶ範囲にて保管することが望ましい。
- ・特別史跡指定範囲内に保管する場合は、構成要素の保存・活用・整備への影響が少ない場所を選定する。

3 保管場所の検討

(1) 特別史跡指定範囲外（名古屋城近郊）での保管

- ・特別史跡名古屋城跡は都心部に位置し、周辺は市街化されており、まとまった面積の土地を確保することが困難な状況である。

(2) 特別史跡指定範囲内での保管

- ・城内の地区区分ごとに、現状（表1）、特別史跡名古屋城跡保存活用計画上での位置付け（図1）、保管方針案を踏まえ、保管場所を検討する。

4 保管場所案

- ・上記検討により、一時的に外堀（空堀）に置くこととし、集積面積等を考慮し、二之丸東外堀及び南外堀での保管（図2）を案とする。

5 保管後の措置

- ・来場者の視野を意識し、適切な配置を検討する。
- ・付近地に解説看板を設置するなど、来場者への石材保存への理解促進及び本来の堀の姿への理解促進を行う。

表1 名古屋城跡 各地区の現状

地区名	現状・今後の取組 等
本丸	<ul style="list-style-type: none"> ・戦災を免れた東南隅櫓、西南隅櫓、本丸表二之門、旧二之丸東二之門が現存し、整備中である本丸御殿の復元などによって往時の姿を取り戻しつつあり、名古屋城を象徴する地区となっている。 ・天守閣の整備のほか、劣化等がみられる本丸表二之門や東南隅櫓について、修復整備に取り組むこととしている。 ・来場者の主要導線であり、集積できるようなまとまった土地は見当たらない。
二之丸（北）	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な改変を受けながら現在に至り、江戸期と明治期が一体的な調和を成す庭園であると評価されている二之丸庭園がある。 ・二之丸庭園全体の区域が名勝に指定されている。 ・二之丸庭園の保存整備を中心とし、時代とともに育んできた庭園文化を伝える場とすることとしている。 ・来場者の主要導線であり、集積できるようなまとまった土地は見当たらない。
二之丸（南）	<ul style="list-style-type: none"> ・旧愛知県体育館があるが、解体が予定されている。 ・かつては二之丸御殿、向屋敷が立地し、二之丸（北）地区と一体的に活用されていた。 ・史資料調査、発掘調査を通して、地区のあり方を検討する。
西之丸	<ul style="list-style-type: none"> ・名古屋城正門、総合案内所があり、名古屋城の主要な玄関口として来場者を迎え、本丸へ至るメインストリートとしての機能を担っている。 ・天然記念物名古屋城のカヤ、米蔵を復元的整備した西之丸城宝館があり、文化財の保存・公開の場となっている。 ・来場者の主要導線であり、集積できるようなまとまった土地は見当たらない。
御深井丸	<ul style="list-style-type: none"> ・西北隅櫓、乃木倉庫、茶席群、天守礎石などが所在し、緑豊かな空間や歴史的景観の眺望を保全するとともに、茶席・茶庭の閑静な雰囲気や堪能できるような整備を行うこととしている。 ・塩蔵構は、城内外への歴史的景観の眺望を楽しめる場とすることとしている。 ・本丸、天守閣を周回し観覧する来場者の主要導線となっている。
外堀（空堀）	<ul style="list-style-type: none"> ・城郭の縄張を区画する要素である石垣や堀を顕在化させることにより、城跡の存在を感じられる場としており、本質的価値を構成する諸要素である。 ・来場者の動線となっていない。比較的集積できるようなまとまった土地の確保が可能である。 ・湿地状態であり、石材保管するには、適した環境ではない。
外堀（水堀）	<ul style="list-style-type: none"> ・水質や水辺環境の保全を行い、水堀・石垣・建造物等からなる城郭の風情を感じられる場としており、本質的価値を構成する諸要素である。 ・堀底（埋蔵文化財含む）への影響把握が困難である。 ・石材保管するには、適した環境ではない。
三之丸外堀	<ul style="list-style-type: none"> ・城郭の縄張を構成している堀、城下町と城内をつないでいた各門であることを伝え、広大な城跡の全体像を実感できる場としており、本質的価値を構成する諸要素である。 ・来場者の動線となっていない。比較的集積できるようなまとまった土地の確保が可能である。 ・名古屋城総合事務所から距離があり、日常管理が及びづらい。

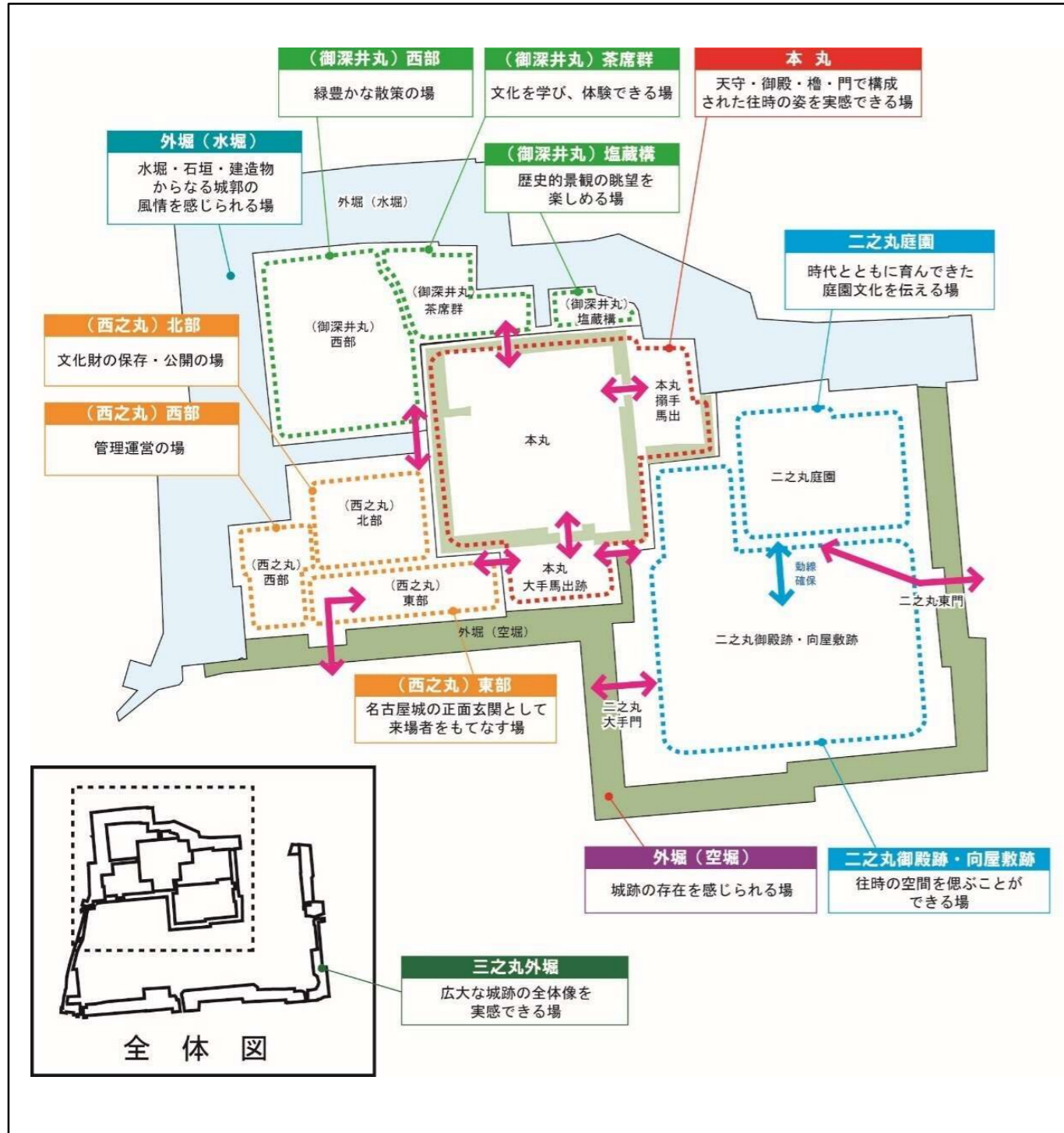


図1 各地区の整備の考え方 (保存活用計画 第8章抜粋)

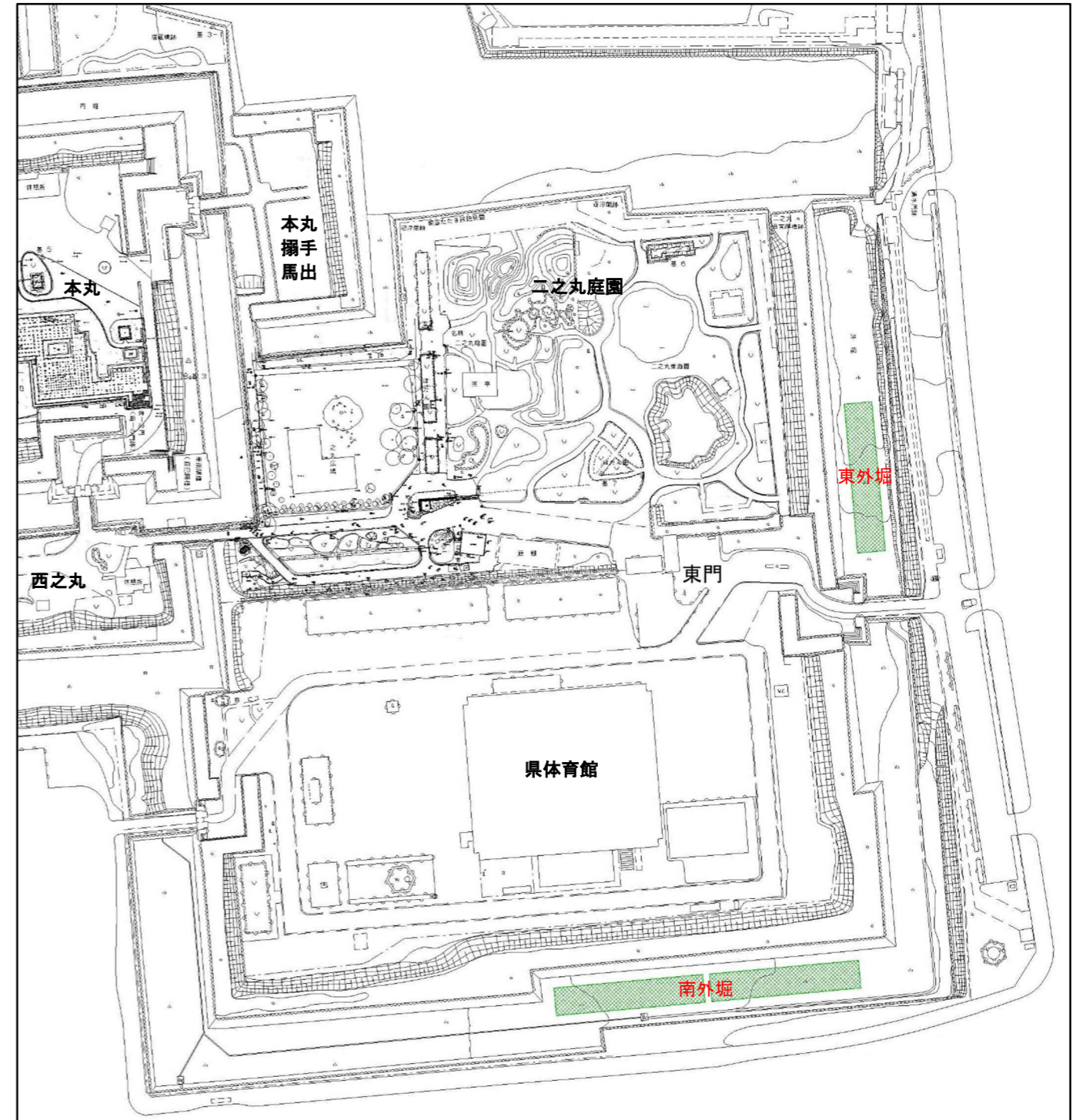


図2 石材保管場所案

重要文化財名古屋城東南隅櫓及び西北隅櫓の耐震対策について

1 概要

重要文化財（建造物）保存活用計画の作成に合わせて、東南隅櫓及び西北隅櫓の耐震対策及び修理計画の検討を進めている。東南隅櫓及び西北隅櫓は前回修理から50年以上経過しており、経年劣化が進行するとともに耐震補強が未実施である。令和7（2025）年度に基礎診断を実施し、第39回建造物部会で検討した。全体整備検討会議でも結果を報告し、今後の方針案を示す。

2 基礎診断の結果

本計画策定に伴い、令和7（2025）年度に東南隅櫓及び西北隅櫓を対象として、限界耐力計算による耐震基礎診断を実施した。診断の結果、どちらの隅櫓も極稀に起こる大地震に対しての耐震性能が欠けており、極稀に起こる暴風に対しても東南隅櫓は耐風性能が十分でなく、西北隅櫓は1階のみ耐風性能を有していないことを確認した。また、どちらの隅櫓でも折損の危険性がある柱は確認されなかった。西北隅櫓では長期荷重の検討を行い、17本の梁部材が強度を有していないことが明らかとなった。

重要文化財（建造物）の隅櫓はすべて石垣上に所在しており、建造物と合わせて石垣耐震診断を実施して耐震性能を確認する必要がある。東南隅櫓及び西北隅櫓の直下石垣を対象とし、令和7（2025）年度に累積示力線法による耐震基礎診断を実施した。診断の結果、築石の転倒については、全ての石垣で大規模地震に対して安全率1.0を満たさなかった。また、中規模地震に対しても安全率1.0を満たしていなかった。すべりに対しては、全ての石垣で安定しているといえる。石垣の変状では、東南隅櫓南面石垣や西北隅櫓北面石垣では膨らみが確認できた。

3 補強検討の方針

東南隅櫓・西北隅櫓ともに、X方向は大地震時に倒壊する可能性が高く、Y方向では倒壊する可能性があることが確認されたため、耐震性能の向上措置を検討する必要がある。

隅櫓の仕様上の課題として、屋根及び土壁の重量が重いことが挙げられる。屋根の葺き土を減らすなど、重量を軽減させる措置を検討する。構造上の課題としては、耐力要素としてみることができる土壁全面壁が少なく、また補強材を内部に入れる見え隠れも少ないことが挙げられる。格子壁など景観に配慮した耐力要素の追加を検討するほか、基礎部分の補強についても検討する。西北隅櫓については、長期荷重への対策の検討も行う。

隅櫓直下の石垣は、今後詳細な調査や専門診断を行っていく必要がある。一方で、直上の隅櫓の経年劣化が進行しているため、まずは建造物の保存修理を進め、石垣については、今後の詳細な調査や専門診断の結果を踏まえ、安定性の確保に取り組んでいく。

4 今後のスケジュール

令和8（2026）年度は、東南隅櫓及び西北隅櫓の耐震補強案の検討を行う。東南隅櫓は経年劣化が進行しているため、令和9（2027）年度以降は東南隅櫓から修理・補強工事に向けた基本設計に着手する。西北隅櫓についても、東南隅櫓に次いで修理・補強工事の計画を進めていく。

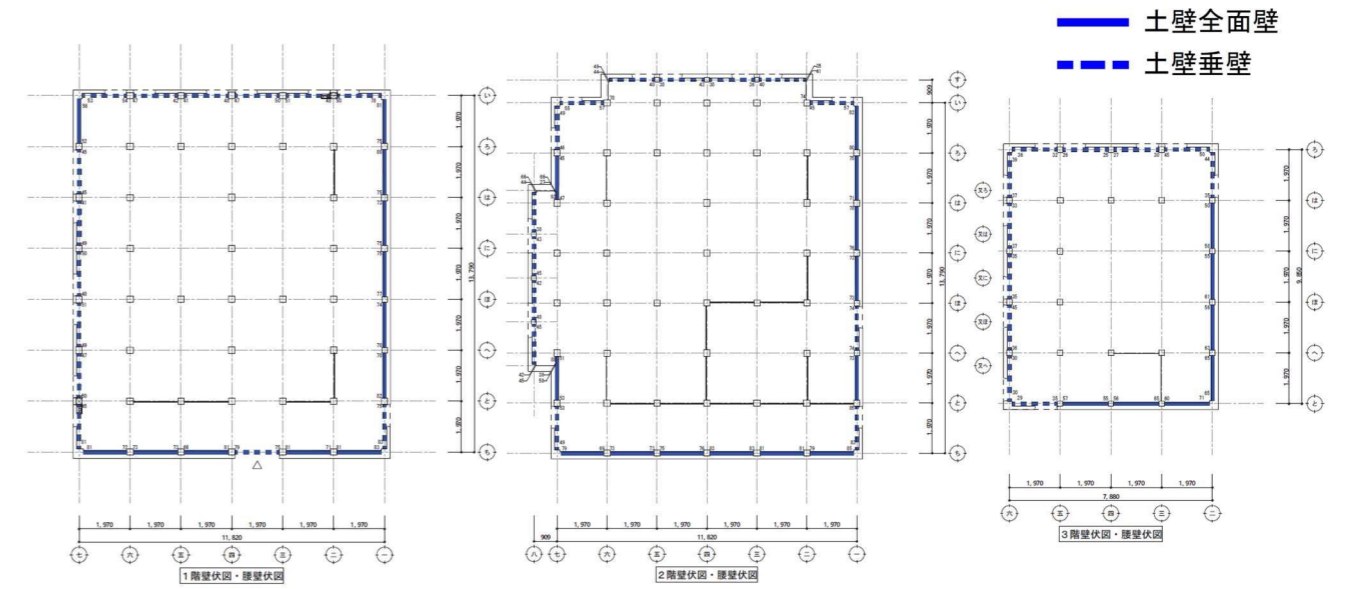


図1 東南隅櫓壁伏図

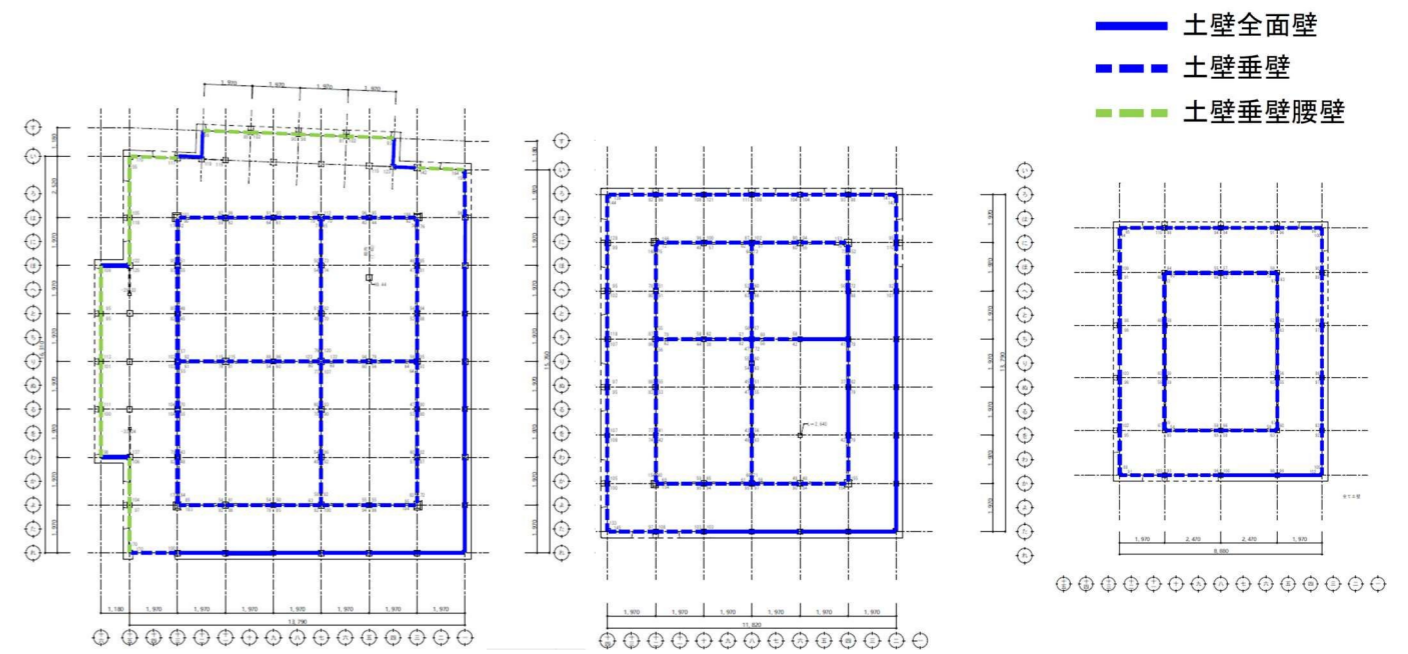


図2 西北隅櫓壁伏図

表1 今後のスケジュール

令和7(2025)年度	令和8(2026)年度	令和9(2027)年度	令和10(2028)年度以降
→ 東南・西北隅櫓 基礎診断	→ 東南・西北隅櫓 補強案の検討	→ 東南隅櫓修理 基本設計（補強含む）	→ 東南隅櫓修理実施設計・工事着手 → 西北隅櫓修理基本設計

1 趣旨

愛知県体育館は、1964年10月の開業以来、半世紀以上にわたり県民の皆様のスポーツ拠点等として親しまれてきたが、施設の老朽化及びIGアリーナ（愛知県国際アリーナ）のオープンに伴い、2025年6月30日をもって一般利用を終了した。

その後、2026年3月31日までは、アマチュアスポーツ及び学校行事等に限り継続利用し、2026年4月以降は、愛知・名古屋2026アジア・アジアパラ競技大会のための施設に位置づけ、練習会場等として活用することとしている。

大会終了後、2027年1月から取壊し工事に着手する予定である。

2 施設の概要

(1) 所在地

名古屋市中区二の丸1番1号

(2) 開館

1964年10月

(3) 敷地面積

37,707.13㎡（名古屋市から公園設置許可を受けている。）

(4) 建物

建築面積 7,633.95㎡

延床面積 17,240.67㎡



3 取壊しの概要

- ・2026～2028年度の3か年度で上物の撤去工事を実施する。
- ・2031年度末までを目途に、地下躯体等その他の部分の撤去工事を実施する。
- ・取壊し工事完了後、速やかに名古屋市に土地を返却する。

4 取壊しスケジュール

工事名等	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度
全般	~6/30 7/1~ 一般利用 継続利用	4/1~ アジア・アジアパラ大会のための施設					
取壊し工事	上物取壊し設計		上物取壊し工事 モニタリング	杭・地下躯体取壊し設計		杭・地下躯体取壊し工事	名古屋市に土地返却
土壌汚染調査		土壌汚染調査 ※建物下部を除く掘削範囲全域		土壌汚染調査 ※建物下部			
埋蔵文化財調査		試掘調査		発掘調査 ※作業面積等により期間変更あり			



高さ3m仮囲いフラットパネル

1期工事終了後封鎖範囲

仮囲いイメージ

